

◆ 学会動向 ◆

日本財政学会第68回大会

野口 剛 (北海学園大学)

1 はじめに

日本財政学会第68回大会は、平成23年10月22日(土)と23日(日)に、東京都世田谷区成城の成城大学にて開催された。1日目はあいにくの雨となったが、2日目は好天に恵まれ、外国財政や地方財政を含む財政に関するさまざまなテーマについて、精力的な報告・討議が行われた。しかし、全てのセッションやシンポジウムに参加することはできず、また多様な分野にわたる報告全てを詳細に報告することは、筆者の力量を超えている。そこで本報告は、大会の概要と特徴を整理し、筆者が参加したセッションやシンポジウムの一部を紹介することで、大会の雰囲気的一端をお伝えできればと思う。

2 大会構成と特徴

本大会のプログラムをおおまかに整理したものが下表である。

プログラム・テーマ	数	分科会テーマ
租税	5	個人所得税, 法人税, 消費税 (1) (2), 課税の諸問題
政府間関係	2	政府間相互依存関係, 政府間財政移転
社会保障等	4	社会保障改革 (1) (2), 医療介護と自治体, 世代間再分配
その他	9	公共支出の実証分析, 環境, 事業体の効率性分析, 公共施設と民営化, 教育財政, 財政の持続可能性, 公共経済の諸問題, 海外の財政問題(制度), 地方財政の実証分析
特別セッション	1	震災復興

企画セッション	2	乳幼児医療費助成制度の健康への効果及び財政負担に関する実証分析, 90年代財政再建に至る各国の歴史的文脈の国際比較
シンポジウム	1	社会保障と財政—今後の方向性—
日韓セッション	1	
合計	25	

上表から、現在のわが国の財政が抱える課題がほぼ取り扱われたことが分かる。これらのテーマに対し、理論分析や実証分析、制度分析と様々な角度から分析が行われ、1つの課題を多くの視点から学ぶことができた貴重な機会となった。また地方財政学会に引き続き本大会においても、平成23年3月11日に発生した東日本大震災復興を議論するセッションが設けられた。

3 大会報告

1) 1日目

午前には、政府間相互依存関係と個人所得税の報告を聞いた。まず河原礼修先生(青山学院大学大学院生)の「固定資産税における自治体間相互依存関係の実証分析」は、ある地域の固定資産税評価額算定において、隣接地域の評価額が影響を与えているのか、またある地域の固定資産税評価額算定に裁量の余地があるかどうかを定量的に検証した。その結果、前者は相互に相関があること、後者は隣接地域の行動がある地域の行動を決定づけている、との知見を得た。次に、深澤映司先生(国立国会図書館)の「主要国における課税自主権と租税外部効果との関係を巡る考察」は、税率をめぐる地方の課税自主権の強弱と租税外部効果の発生との関係について、その

国際的な傾向を実証分析により確認するとともに考え得る政策対応の妥当性を検討する。その結果、a) 地方が消費課税などの課税自主権を高めると、租税競争の激化をもたらす可能性が大きい、それを阻止する下限を設けても期待される効果は見込めない、b) 財産課税の課税自主権を高めると、中央と地方の重複課税に伴う垂直的財政外部効果の鮮明化につながる可能性が高くなる。c) したがって、ある程度の上限設定が政策的な対応となるだろうが、その対応は有意である、などといった税ごとに異なる対応が必要であるという興味深い結論を報告された。最後に個人所得税分科会の田中聡一郎先生（立教大学）の「所得課税における租税支出の推計—マイクロシミュレーションによる分析」は、全消の1994年、1999年、2004年の個票データを用いて、所得税と住民税の所得控除と社会保険料控除、給与所得控除の理論値と決算値の乖離を租税支出と定義してそれを把握することを目的とする。その結果、所得税の租税支出は減少傾向にあるが、住民税のそれは1999年に一度上昇していることなどを報告された。租税支出という用語はよく用いられるがその定義は一意ではない。租税支出の範囲をそろそろある程度確定させ、それが各税でどの程度あるのか、またその廃止・縮小がなぜ困難なのかなどを包括的に検討しなければいけない時期に来ているのではないだろうか。

午後は、「消費税(1)」の分科会に参加した。まず、細木宏和先生（大阪産業大学大学院生）が、「我が国のデジタル財取引を巡る消費税問題」と題して報告された。クロスボーダーで行われるデジタル財取引への課税は、各国共通して抱える課題である。そこで、OECDで検討された課税方法の中で、わが国はどの方法を採用するのが適切か、また同時にデジタル財課税が十分でない現在、どの程度消費税収が失われているかを推計している。その結果、わが国ではBtoBにはリバース・チャージ方式、BtoCには登録方式が現実的な選択肢であることを示すとともに、2010年度の年間逸失消費税額は8.57億円と比較的小

さいことを報告された。つぎに、渡辺智之先生（一橋大学）が、「ニュージーランドのGST」を報告された。それによると、課税ベースの広いニュージーランドの付加価値税が導入可能だった背景には経済危機があり、制度導入に反対できない状況であったことなどを報告された。わが国の付加価値税のありかたを考えるうえで、諸外国の付加価値税制度がどうなっているかを知ることは大変意義がある。特に、わが国やヨーロッパと比較して課税ベースが広い付加価値税を持つニュージーランドなどの後発付加価値税導入国に見倣おうという動きもみられるが、ニュージーランドの経験は特殊な事例のように聞こえ、果たしてわが国にどのような示唆を真にもたらしうのかを慎重に見極める必要があるのではないだろうか。最後に、篠田剛先生（京都大学研究員）が、「カナダにおけるケベック売上税(QST)と地方消費課税」と題して報告された。同報告が論点としたのは、独自性を追求する行動が目立つケベック州が、どうして他の州よりも先に連邦レベルの財・サービス税との調和に動きQSTを導入したのか、またなぜ連邦政府も税務行政のケベック州への委譲を認めたのか、という点である。これらの論点を政治経済学的に解明しようとした結果、調和か自主権か対立的に捉えられがちな地方消費課税の領域において、QSTはその両者を同時に実現する税制であること、またその背景にはケベック州と連邦政府の奇妙な利害の一致などがあったことなど、大変面白い分析結果を報告された。

午後の分科会報告に続き、シンポジウムが行われた。今回は、「社会保障と財政—今後の方向性—」というテーマで、油井雄二先生（成城大学）のコーディネートの下、岩本康志先生（東京大学）、京極高宣先生（全国社会福祉協議会中央福祉学院）、橋木俊詔先生（同志社大学）、田近栄治先生（一橋大学）、の4先生をパネラーとして行われた。シンポジウムの趣旨は、持続可能な社会保障制度構築のため、社会保障と税の一体改革はどうあるべきか、という問題を、平成23年6月に策定されたいわゆる「社会保障と税の一体改

革(成案)」を手掛かりに考えていこうというものであった、具体的には、1) 社会保障制度改革の全体像、2) 医療・介護等のサービス改革、3) 年金改革、4) 子ども・子育て支援、若年者雇用、5) 貧困・格差対策、低所得者対策、の5つの論点が提示され、これらを手掛かりにシンポジウムが進められた。シンポジウムの詳細な内容は間もなく出版される『財政研究』最新号に譲りたいが、短期と長期の時間軸の整合性を保ちながら議論がそもそも行われているのか、直近の帳尻合わせだけになってはいないか、一方で社会保障制度を通じて何を実現したいのかが財政制約の陰で曖昧になってはいないか、などといった初歩的な質問しか抱けず、勉強不足を感じた。

2) 2日目

午前は、「法人税」のセッションに参加した。まず、董妹宏先生(滋賀大学大学院生)の「租税特別措置から見た中国企業所得税改革」は、2007年に行われた外資系企業だけに認められてきた租税特別措置の廃止が、中国への投資に及ぼした影響を検討することを目的とする。実証分析の結果、租税特別措置の廃止により確かに平均実効税率は高くなったが、必ずしも投資は減少していないこと、などを報告された。しかし、そもそも投資水準を見るためには限界実効税率を計測する必要があるだろうなど、分析手法や結果の解釈に疑問が残ったことは否めない。次に酒井翔子先生(国士舘大学大学院生)の「英国の租税政策-減価償却制度を中心として-」は、イギリスの減価償却制度であるキャピタル・アローワンス制度の最近の動向を把握し紹介することを目的とする。筆者はイギリスの税制に無知であるため、建物に対する減価償却の概念が皆無に等しいなどというイギリス税制の特徴を知る貴重な機会となった。つぎに林田吉恵先生(関西学院大学研究員)の「投資に対する法人実効税率の計測方法について」は、従来の実効税率計算方法では捉えていなかった税法や多様な企業行動を考慮に入れた実効税率計算方法を提案した Gordon, Kalambokidis

and Slemrod (2003)に基づき、年度別と業種別の実効税率を計測するとともに、課税ベースを評価することを目的とする。その結果、実効税率が年度ごとに大きく変動していること、業種別にみると、通信、電力・ガスなどの業種において、現行税制が比較的キャッシュ・フロー法人税に近い税制となっているという知見を報告された。最後に、松岡秀明先生(日本経済研究センター)「海外直接投資の決定要因-法人税率が与えるインパクト-」は、わが国の法人税率が製造業の海外投資比率にどの程度影響を与えているかを分析することを目的とする。その結果、国際的にみて高い水準のわが国の法人税率は、国内投資ではなく外国投資を促していることを報告された。

午後は、「消費税(2)」セッションに参加した。まず白石浩介先生(三菱総合研究所)の「消費税の負担水準と逆進性」は、消費税負担額の推計を改めて行ったうえで、消費税の逆進性をどのように緩和すればよいかを検討した報告である。検討の結果、標準世帯の消費税負担は従来の推計より多いが、軽減税率適用が想定されている食料品に關係する税負担は若年層ほど低いこと、などの興味深い知見を報告された。逆進性緩和の方法として給付付き税額控除の導入が議論されているが、本報告の知見は、消費税内での逆進性対策の方法を考えるうえで示唆を与えることになるかもしれない。次に横山直子先生(姫路獨協大学)の「所得税と消費税に関する納税協力費比較」は、納税協力費の構成要素として金銭的コスト、時間的コスト、心理的コストの3つをとり、それぞれに諸前提を置かれたうえで推計を行い、平成20年の申告所得税の納税協力費は30,766円(税込100円当たり)、源泉所得税のそれは11,596円(同)、消費税のそれは9,821円(同)であると報告された。この納税協力費の計測は税務行政の効率化などの度合いを示す1つの指標だと思われるが、この水準を評価する基準は一体何かが不明であった。最後に、望月正光先生(関東学院大学)と堀場勇夫先生(青山学院大学)の「付加価値税における政府部門課税につい

て」は、政府部門が付加価値税においては非課税となっていることに注目した報告であった。この取り扱いが、様々な弊害をもたらしていることについては、すでに多くの論者が指摘しているが、わが国の改革の方向性を検討した結果、政府部門に対してはフル課税を原則としつつ、政府部門の経済活動の特性に応じて取り扱いを変えながら課税するべきであるという知見を報告された。

4 おわりに

日本財政学会第 68 回大会は、盛会のうちに終了した。本大会では、とりわけ税率引き

上げが確定している消費税や一体改革の対象となっている社会保障について、諸外国の実例なども含めた包括的な研究報告が行われたと言える。また 3 では取り上げられなかったが、セッションが重複していなければぜひ勉強したいと思う分科会も数多くあった。例えば、企画セッションとして、「1990 年代の財政再建に至る各国の歴史的な文脈の国際比較」が設けられた。わが国の財政再建に関連する問題を正しく考えるため、諸外国の経験がどうだったかを知ることの必要性はますます高まってくると思われる。貴重な知見が報告されたのではないかと想像している。